

株主各位

第43回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等の状況 1頁
会計監査人の状況 1頁
業務の適正を確保するための体制 2頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 4頁
会社の支配に関する基本方針 5頁

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 6頁
連結注記表 7頁

計算書類

株主資本等変動計算書 14頁
個別注記表 15頁

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	… 20頁
計算書類に係る会計監査人の監査報告書 22頁
監査役会の監査報告書 24頁

第43期
(令和6年4月1日から)
(令和7年3月31日まで)

フジプレアム株式会社

本内容は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 あると築地有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,300
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,300

- 注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス委員会・事務局を設置する。
- ・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、行動規範・倫理綱領を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ・管理部長を情報管理責任者とし、情報管理体制を強化する。
- ・取締役に対するコンプライアンス研修を実施する。
- ・内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行状況を確認できるような情報の保存・管理体制として、議事録、稟議書、契約書等保存対象書類、保存期間、検索のための分類方法、保存場所等を「情報取扱規程」に定める。

③ 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制を統括する部署をリスク管理委員会とし、「リスク管理マニュアル」に定める。
- ・従業員に対するリスク管理に関する教育・研修を実施する。
- ・大規模な事故や災害・不祥事が発生した場合の危機対応マニュアルを整備する。

④ 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会としての役割と責任権限を明確化する。
- ・執行役員制度を導入し、経営体制と執行体制を分離することで、機動的かつ効率的な事業運営を行う。
- ・「組織運営規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により定める。

⑤ 当社及び当社グループ会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。入社時には個別教育を実施する。
- ・内部通報窓口を設置する。

⑥ 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループ全体のガバナンス体制構築のため（組織と権限、担当役員と担当部署）の基本方針を策定する。
- ・子会社のコンプライアンスの周知のため教育や研修を実施する。
- ・親会社としての子会社管理の基本方針を「子会社管理規程」に定める。
- ・役員派遣による子会社のガバナンスを強化する。
- ・子会社の一定の経営上の重要事項に関する事項は、親会社の承認が必要な体制を整備する。
- ・業務執行状況・財務状況等を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ・親会社の内部監査室による子会社の監査を実施する。
- ・危機発生時における親会社への連絡体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役会の職務を補助する事務局（監査役室）を独立して設置する。監査役補助スタッフの配置、員数を整備する。
- ・監査役補助スタッフの人事評価、懲戒処分等に対して監査役の同意を得る。
- ・当該従業員は、監査役補助スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下において優先して従事するものとする。
- ・「監査役会規程」により定める。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社及び当社グループ会社の取締役から監査役に報告する体制を構築する。（執行役員会議で決定された重要な事項、内部監査状況、社内不祥事・法令違反、リスク管理に関する重要な事項等）
- ・従業員から直接監査役に報告する体制を構築する。（内部通報情報、社内処分事例等）
- ・監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員に対して、不利益な取扱いをすることを禁ずる。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の職務分担を行う。監査役と代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換会を開催する。
- ・「監査役会規程」により定める。
- ・内部統制システムが有効的に機能しているか検証する。

⑪ 財務報告の内部統制システムが実効的に行われることを確保するための体制

- ・業務プロセスの文書化、リスク分析を行い、その対策を明らかにする。
- ・内部統制が機能するための組織、職務分担を明確にし、社内規程を整備する。
- ・事業活動にかかる法令その他の規範の遵守を促進するため、法令遵守体制を整備する。
- ・計算書類及び計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。
- ・資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図る。
- ・財務を担当する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者を配置する。

なお、反社会的勢力排除に向けた取組みは、以下のとおりであります。

① 基本的な考え方

- ・反社会的勢力の排除は企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも必須のことであり、反社会的勢力からの不当要求等には決して応じない。

② 整備状況

- ・「行動規範」に反社会的勢力排除を定め、社内に徹底を図っている。
- ・「リスク管理マニュアル」の中で、反社会的勢力からの不当要求等をリスクと捉え、当該団体等からの不当要求等に対処するようにしている。
- ・反社会的勢力の排除に向け、他企業との情報共有化及び警察との協調関係構築のため、「企業防衛対策協議会」に参加し、地域企業及び県警本部と交流、情報交換を図っている。
- ・反社会的勢力からの不当要求等に対し、総務部が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で事態に対処することとしている。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制委員、監査役及び会計監査人などで継続的に確認し、改善、強化に取組みました。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループ会社の役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③ リスク管理

当社は、リスク管理マニュアルに基づき、リスク管理委員会を定期的に開催し、当社及び当社グループ会社における重点管理リスクへの対応状況、リスク管理体制の運用状況の確認を行っております。

④ 取締役の職務執行

「組織運営規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により、職務の執行が迅速かつ効率的に行われるよう努めています。

また、取締役会を19回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行いました。

執行役員制度を導入し、経営体制と執行体制を分離して、機動的かつ効率的な事業運営を行っています。

⑤ 監査役

監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議及びその他重要な会議にも出席しております。更に、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制の整備、運用状況について確認しております。

また、会計監査人、内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助スタッフを監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,000,007	2,440,803	6,217,553	△863,930	9,794,434
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△171,449		△171,449
親会社株主に帰属する 当期純利益			262,848		262,848
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		78,274			78,274
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	78,274	91,399	－	169,674
当連結会計年度末残高	2,000,007	2,519,077	6,308,952	△863,930	9,964,108

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	76,476	76,476	122,462	9,993,373
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△171,449
親会社株主に帰属する 当期純利益				262,848
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				78,274
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△23,656	△23,656	△122,462	△146,118
当連結会計年度変動額合計	△23,656	△23,656	△122,462	23,555
当連結会計年度末残高	52,820	52,820	－	10,016,928

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	3社
・主要な連結子会社の名称	フジプレ販売株式会社 プレマテック株式会社 株式会社東陽社製作所

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	普瑞瑪精密科技（蘇州）有限公司
	株式会社エポックス エフピーパートナーズ株式会社

・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。
---------------	---

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称	普瑞瑪精密科技（蘇州）有限公司 株式会社エポックス エフピーパートナーズ株式会社 北九州T E K & F P 合同会社
・持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券	
・市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕掛品	受注生産品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 標準生産品：総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産
(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～45年

機械装置及び運搬具 2～17年

(ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウエア
・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・
リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ) 製品保証引当金

販売済の製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績等に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループは、精密貼合技術関連、高機能複合材、環境住空間関連及びエンジニアリング関連の各製品の製造、販売及びサービス業務を行っております。主に加工した部材等を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益認識をしております。また、エンジニアリング関連事業のうち一定期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短いものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 重要なヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(口) 退職給付に係る負債又は資産 小規模企業等における簡便法の採用
並びに退職給付費用の処理方法 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、令和4年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産 73,780千円

(2) 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,501,240千円

(2) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、以下のとおり債務保証を行っております。

北九州T E K & F P 合同会社 275,000千円

(3) 偶発債務

連結子会社株式会社東陽社製作所の前社長に対する役員退職慰労金に関する係争

当社は、令和7年4月30日付で、連結子会社である株式会社東陽社製作所（以下、子会社）の前社長より、子会社の役員退職慰労金の不支給に係る損害賠償金264百万円及び遅延損害金の賠償請求を神戸地方裁判所に提訴されました。

当社は、令和6年3月25日に株式譲渡により取得した子会社の前社長に対する役員退職慰労金について、前社長による株式譲渡契約における誓約事項違反が生じたため、前社長と合意のうえ、支払いについては実施しないこととしました。しかし、前社長により合意が翻され、上記提訴に至っております。

本訴訟の今後の進展につきましては、現時点では記載することはありませんが、今後公表すべき事項が発生した際には、すみやかにお知らせいたします。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 29,786,400株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等
令和6年6月26日開催の第42回定時株主総会決議による配当に関する事項
・配当金の総額 171,449千円
・1株当たり配当額 6円
・基準日 令和6年3月31日
・効力発生日 令和6年6月27日
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
令和7年6月25日開催予定の第43回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
・配当金の総額 171,449千円
・1株当たり配当額 6円
・基準日 令和7年3月31日
・効力発生日 令和7年6月26日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預貯金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れ等により資金調達をしております。主に、借入金の金利変動リスク及び外貨建借入金等の為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主に企業の株式及び債券であり、価格変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。借入金等は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されており、また、外貨建借入金は為替変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理
当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、与信管理規程に従い、信用調査を実施するとともに、取引先毎に期日及び残高を管理しております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権については、主に特定の大口顧客に対するものであります。デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
- (ロ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理
投資有価証券は、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。一部の営業債務については、為替変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引(為替予約)を利用しております。また、一部の借入金については、金利変動リスク及び為替変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引(金利スワップ及び通貨スワップ)を利用しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理は当社グループのリスク管理方針に従い、経理担当部署が行っております。
- (ハ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理
当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	594,294	594,294	—
資産計	594,294	594,294	—
(2) 社債 (※2)	32,000	31,815	△184
(3) 長期借入金 (※3)	1,858,947	1,845,293	△13,653
負債計	1,890,947	1,877,108	△13,838

※1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 社債は1年内償還予定の社債を含んでおります。

※3. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券については、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	70,669
関係会社出資金	333,874

非上場株式及び関係会社出資金については、市場価格のない株式等であることから、「(1) 投資有価証券」には含まれおりません。

2. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済（償還）予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	32,000	—	—	—	—	—
長期借入金	763,880	886,123	208,944	—	—	—
合計	795,880	886,123	208,944	—	—	—

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	精密貼合及び 高機能複合材部門	環境住空間及び エンジニアリング部門	
一時点で移転される財	7,288,793	1,257,436	8,546,230
一定の期間にわたり移転される財	—	2,074,641	2,074,641
顧客との契約から生じる収益	7,288,793	3,332,078	10,620,871
外部顧客への売上高	7,288,793	3,332,078	10,620,871

(注) セグメント間の内部売上高又は振替高を控除した後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表 「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	2,195,319千円
契約資産	302,422
契約負債	72,353

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、期末日現在で873,464千円であります。当該履行義務はエンジニアリング関連事業の契約に関するものであり、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

8. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、令和6年9月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるフジプレ販売株式会社の株式を追加取得し完全子会社化することを決議し、同日付で株式を取得いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 フジプレ販売株式会社

事業の内容 当社製品（太陽電池モジュール等）の販売業務、物流業務等

(2) 企業結合日

令和6年9月20日（株式取得日）

令和6年9月30日（みなし取得日）

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当該追加取得は、フジプレアムグループとして変わりゆく事業環境への対応スピードを上げ、グループとしての経営力の向上を目指すことを目的としたものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	45,000千円
取得原価		45,000

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

78,274千円

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 350円55銭

(2) 1株当たり当期純利益 9円20銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、令和7年4月30日付で、連結子会社である株式会社東陽社製作所の前社長より、損害賠償請求等を提訴されました。詳細につきましては、「4. 連結貸借対照表に関する注記（3）偶発債務」に記載しております。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,007	2,436,668	4,135	2,440,803	3,000,000	1,438,550	4,438,550
当期変動額							
剰余金の配当						△171,449	△171,449
当期純利益						45,852	45,852
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△125,596	△125,596
当期末残高	2,000,007	2,436,668	4,135	2,440,803	3,000,000	1,312,953	4,312,953

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△863,930	8,015,431	40,052	40,052	8,055,483
当期変動額					
剰余金の配当		△171,449			△171,449
当期純利益		45,852			45,852
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△25,023	△25,023	△25,023
当期変動額合計	－	△125,596	△25,023	△25,023	△150,620
当期末残高	△863,930	7,889,834	15,028	15,028	7,904,862

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
以外のもの

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

受注生産品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

標準生産品：総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物、構築物 3～45年

機械及び装置、
車両運搬具 2～17年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア
・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社は、精密貼合技術関連、高機能複合材、環境住空間関連及びエンジニアリング関連の各製品の製造、販売及びサービス業務を行っております。主に加工した部材等を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益認識しております。また、エンジニアリング関連事業のうち一定期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短いものを除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産 49,977千円

(2) 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,857,359千円

(2) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、以下のとおり債務保証を行っております。

北九州T E K & F P 合同会社 275,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	13,761千円
② 短期金銭債務	547,635千円
③ 長期金銭債務	600,000千円

(4) 偶発債務

連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記（3）偶発債務」に記載しているため、注記を省略しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	224,304千円
(2) 仕入高	916,821千円
(3) 上記以外の営業取引高	139,471千円
(4) 営業取引以外の取引高	81,993千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,211,561株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	3,435千円
貸倒引当金	838
棚卸資産評価損	75,911
投資有価証券評価損	18,882
減損損失	24,104
その他	19,539
繰延税金資産小計	142,711
評価性引当額	△82,229
繰延税金資産合計	60,481
繰延税金負債	
前払年金費用	△3,601
その他有価証券評価差額金	△6,902
繰延税金負債合計	△10,503
繰延税金資産の純額	49,977

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び金額(千円)	科目及び期末残高(千円)
親会社	フォローウィンド株式会社	10,000千円	太陽光発電事業	(被所有) 直接 42.38%	製品の販売等 役員兼任	製品販売等 20,062	売掛金 1,338

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品販売等については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び金額(千円)	科目及び期末残高(千円)
連結子会社	フジプレ販売株式会社	305,000千円	販売業	(所有) 直接 100.0%	業務委託 役員兼任 資金の借入	業務の委託等 74,856 利息の支払 1,206	買掛金 10,488 長期借入金 600,000
連結子会社	プレマテック株式会社	50,000千円	製造業	(所有) 直接 100.0%	製造委託 役員兼任	製造の委託等 981,436	買掛金 205,713 電子記録債務 331,432
関連会社	北九州T E K & F P 合同会社	10,000千円	太陽光発電事業	(所有) 直接 40.0%	債務保証	債務保証 275,000 保証料の受取 461	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務及び製造の委託等については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

フジプレ販売株式会社からの資金の借入については市場金利等を勘案して、利率を合理的に算定しております。

当社は、北九州T E K & F P 合同会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っており、債務保証料については、市場金利等を勘案して決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び金額(千円)	科目及び期末残高(千円)
親会社の役員並びに役員及びその近親者	松本 實藏	—	当社会長	なし	当社会長	会長報酬の支払 28,180	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

会長報酬については、会長としての経営全般に関する助言等の対価として、協議の上決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表 「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」 に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 企業結合に関する注記

連結注記表「9. 企業結合に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	276円64銭
(2) 1株当たり当期純利益	1円60銭

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、令和7年4月30日付で、連結子会社である株式会社東陽社製作所の前社長より、損害賠償請求等を提訴されました。詳細につきましては、連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記 (3) 偶発債務」に記載しております。

13. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年5月22日

フジプレアム株式会社
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 井 完 文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 山 元 浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジプレアム株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジプレアム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年5月22日

フジプレアム株式会社
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長井 完文
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 元浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジプレアム株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査役会活動計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査役会活動計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月23日

フジプレアム株式会社 監査役会

常勤監査役	山 本 良 徳
監 査 役	中 川 康 徳
監 査 役	田 島 宏 一

注) 監査役中川康徳及び監査役田島宏一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。